

『後見人の行動指針』の提言について

2014年5月22日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 松井秀樹

2000年4月、それまでの禁治産・準禁治産制度を改め、自己決定の尊重、現有能力の活用、障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができる社会を創るノーマライゼーションという新しい理念と従来の本人保護の理念との調和を図るとする新成年後見制度が開始された。

今年は新成年後見制度制定15周年を迎える。これまで当法人は、現行の成年後見制度の下、実際の成年後見事務の内容や質を検証しつつ、制度の基本理念に沿った執務ができるよう行動してきた。しかし、そこには具体的な指標はなく、抽象的な民法858条の意思尊重義務と身上配慮義務を基準として行動してきた。

ただ、実際の実務では一人ひとりの被後見人に相対すると悩むことが多く、自己決定の尊重、現有能力の活用、ノーマライゼーションという新しい理念と本人保護の理念との調和を図るためには、民法858条の規定だけでは、どのような指標で成年後見事務を行うべきか、具体的な指標が判然としないという現実的課題があった。

そこで、当法人は制度の基本理念に立ち返り、民法858条の規定を基準としつつも、さらにイギリス2005年意思決定能力法、2010年成年後見制度に関する横浜宣言の基本原則等の制度先進諸国における動向や、本年2月19日に発効した国連の障害者の権利に関する条約の理念にも目を向け、そこに実務で培った経験を考慮して、これからの新しい行動指針として「後見人の行動指針」を策定した。

したがって、当法人の「後見人の行動指針」は、第一に自己決定の尊重、現有能力の活用、ノーマライゼーションといった我が国の成年後見制度の基本理念に基づくものであること、第二に本人の自己決定を支援し権利の制約を最小限にしようとする世界の成年後見制度の理念を視野に入れること、第三にこれらを認識したうえでより本人と向き合った事務がなされ、たとえ本人が自己決定できないような場合であっても適切な代弁活動をすることにより本人の最善の利益を図ること、以上の三点を基調とした。

この行動指針が、これからの議論の足がかりとして本人の権利擁護のため日々奮闘している後見人の事務を行う際の行動の一助となり、高齢者・障害者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを深く願うものである。